福祉避難所設置・運営マニュアル

令和７年１２月
令和8年7月改訂

土庄町

１　目的

大規模災害時に避難生活において特別な配慮を要する高齢者や障害者などの方々にとって、生活環境が十分でなく、不慣れな避難所での生活は、非常に大きなストレスとなり、避難生活が長期化した場合、健康状態の悪化や、心の不調などを引き起こし、復旧後の生活再建に支障をきたすおそれもある。このようなことから、災害時の避難所での生活において配慮を要する方々に、できるだけよりよい生活環境を提供すること、また、そのために平常時から、受入体制等について備えをしておくことが重要である。

避難所生活において配慮を要する方を受け入れる「福祉避難所」に関し、本町において平常時及び災害時に行うべき具体的な取り組みについて定めることにより、職員が共通認識を持ち、災害時に遅滞なく福祉避難所が設置され、円滑に運営されることを目的として、「土庄町福祉避難所設置・運営マニュアル」を定めるものである。

２　福祉避難所の定義と対象

２．１　福祉避難所

福祉避難所とは、災害時の避難生活において、通常の避難所での生活が困難と認められる要配慮者を収容する避難所のことをいう。なお、福祉避難所の指定基準は、災害対策基本法施行令第２０条の６第５号において、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」と規定されている。

◆内閣府令で定める基準（災害対策基本法施行規則第１条の９）◆

- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

２．２　要配慮者

要配慮者とは、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第８条第２項第１５号）をいう。なお、「その他特に配慮を要する者」は、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者などが想定される。

２．３　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難に特に支援を要する者。これらの者のうち、

災害時の支援関係機関への情報提供に同意を得た者のリストを「避難行動要支援者名簿」という。

３　福祉避難所開設手順

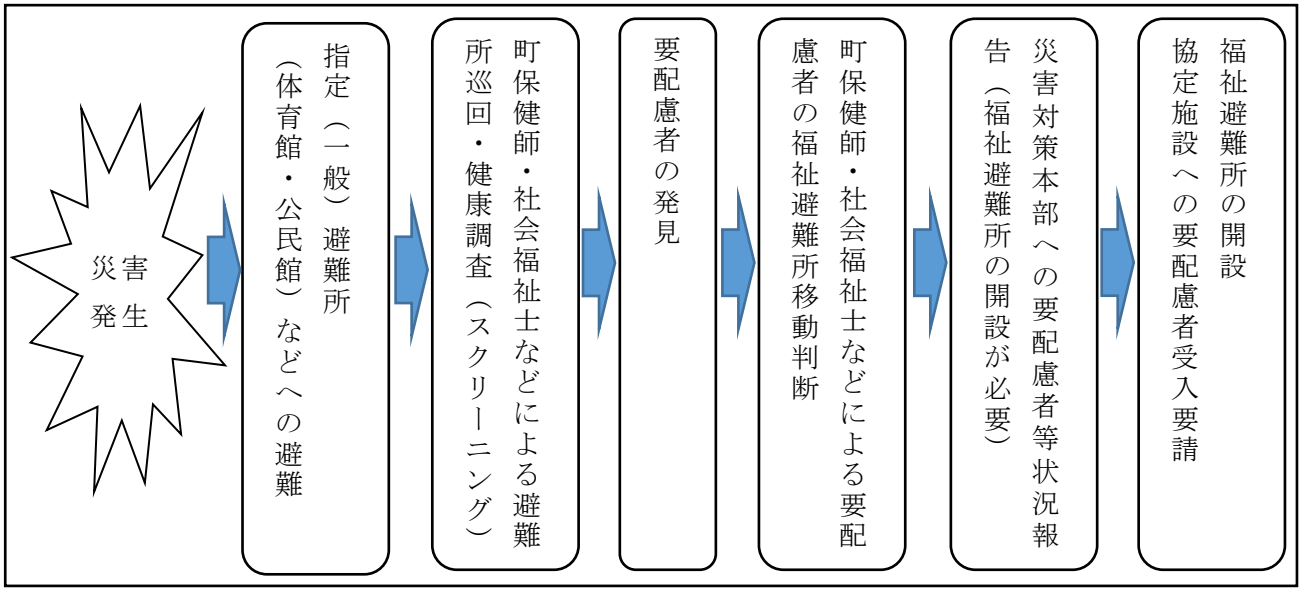

４　避難生活期の考え方について

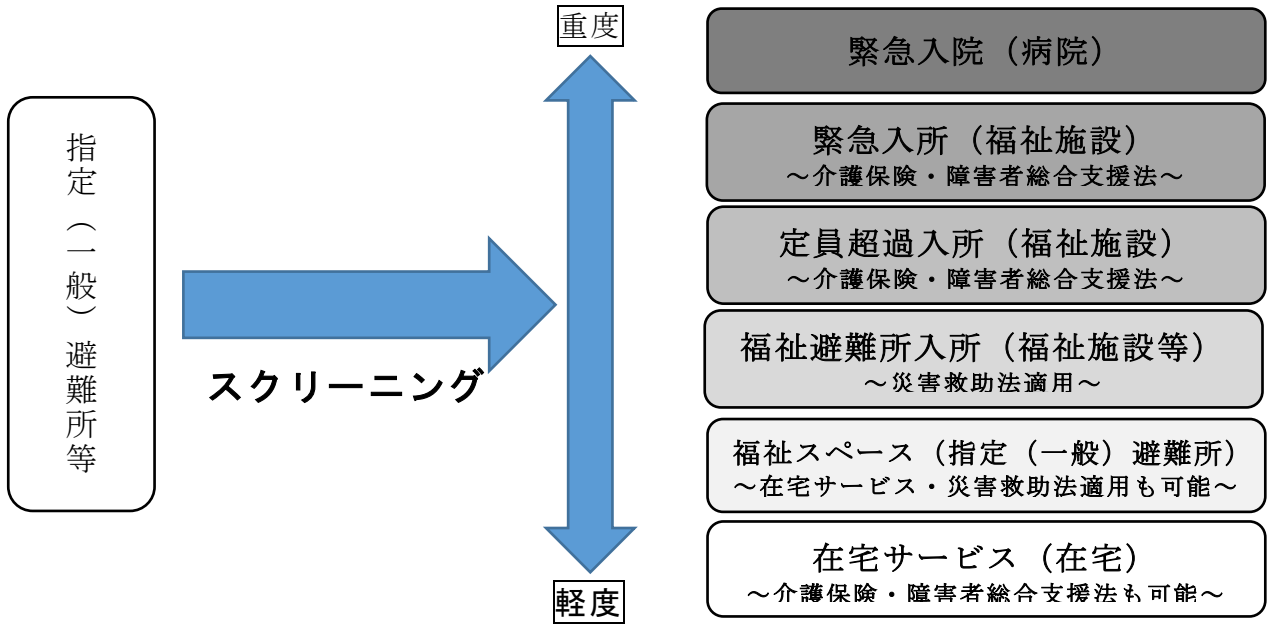

５　組織

福祉避難所についての業務及び所管課は次のとおりとする。

【平常時の事務分掌】

業　　務	所管課
⑴ 福祉避難所の対象者の把握に関すること。 （災害時避難行動要支援者の把握に関すること。）	健康福祉課 社会福祉協議会 総務課
⑵ 福祉避難所となる施設の指定又は協定に関すること。	総務課・健康福祉課
⑶ 必要な物資・器材の確保、応援協定に関すること。	健康福祉課 総務課
⑷ 支援人材の確保、支援団体への協力依頼に関すること。	健康福祉課 社会福祉協議会 総務課
⑸ 移送手段の確保に関すること。	総務課
⑹ 医療機関や社会福祉施設との連携に関すること。	健康福祉課
⑺ 訓練等に関すること。	健康福祉課 社会福祉協議会 総務課

【災害時の体制】

土庄町災害対策本部　指揮官付民生対策部　福祉救護班

福祉救護班おける分掌事務

①災害救助法適用要請に関すること。
②救援物資の調達及び配給に関すること。
③救援物等の受付及び配分に関すること。
④義援金品の取扱いに関すること。
⑤社会福祉施設の災害対策に関すること。
⑥被災者復興資金に関すること。
⑦要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。
⑧災害時の医療、助産の確保に関すること。
⑨保健衛生に関すること。
⑩医療機関との調整及び救護所の設置に関すること。
⑪災害時の要配慮者に対する生活援助に関すること。

大規模災害時においては、福祉救護班の中に「要配慮者支援グループ」を置く。

福祉救護班の体系図

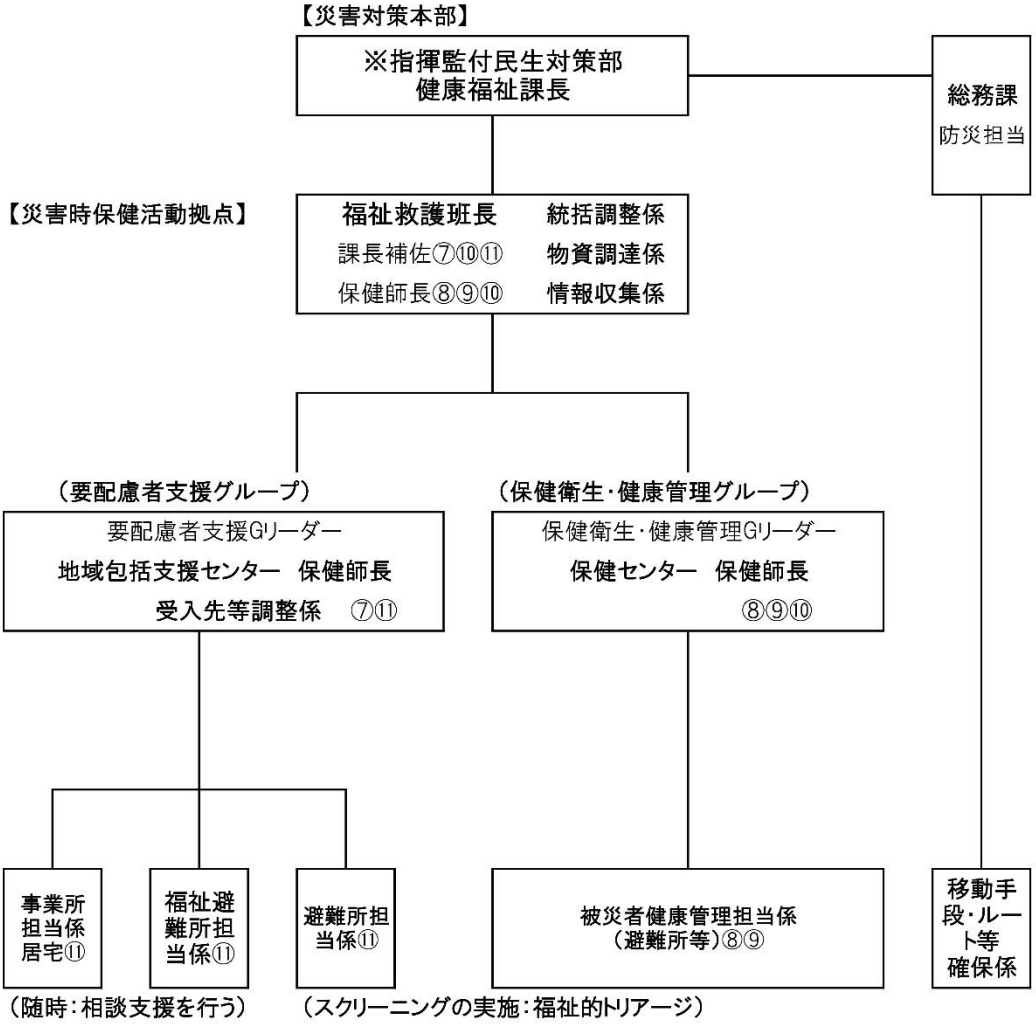

※図中の丸囲み数字は、「福祉救護班における分掌事務」に対応

福祉救護班　各係の業務内容

係	業務内容	主担当者
統括調整係	・福祉避難所の開設、統廃合、閉鎖の決定 ・チームの統括、全体調整 ・必要な人員の動員、派遣調整 ・費用の支払い、求償等	（健康福祉課） 課長補佐 保健師長
物資調達係	・福祉避難所の設置・運営に要する資器材の確保、配置	（健康福祉課） 課長補佐 保健師長
情報収集係	・各避難所における要配慮者のスクリーニング ・各避難所における要配慮者からのニーズ等の情報収集	（健康福祉課） 課長補佐 保健師長
受入先等調整係	・協定福祉避難所の被災状況等確認 ・要配慮者の受入可能施設の調整、受入要請	（健康福祉課） 地域包括支援センター 保健師長
避難所担当係	・スクリーニングの実施、福祉的トリアージ	（健康福祉課） 保健師、社会福祉士
福祉避難所担当係	・随時、相談支援 ・直接的な避難生活支援	（健康福祉課） 保健師、社会福祉士 介護支援専門員等
事業所担当係（居宅）	・随時、相談支援	（健康福祉課） 介護支援専門員
被災者健康管理担当係（避難所等）	・スクリーニングの実施、福祉的トリアージ	（健康福祉課） 保健師
移動手段・ルート等確保係	・要配慮者、物資の移送手段の確保 ・移送ルートの確認	（総務課） 防災担当

６　福祉避難所の開設から閉鎖までの流れ

時間	項目	福祉避難所	災害対策本部
平常時	事前準備	【平常時からの備え】 ・運営マニュアル等の整備 ・備蓄、備品等の準備 ・開設運営訓練の実施　など	【平常時からの備え】 ・福祉避難所の指定、拡大、協定 ・要配慮者に考慮した物資、資材確保 ・福祉避難所の周知啓発　など
発災直後～3日（72時間）以内	開設・開設要請	❶職員及び入所者の安否確認 ↓ ❷施設の被災状況等の確認、点検 建物、設備、備品の被害状況、ライフラインの状況を災害対策本部に報告	①福祉避難所開設の検討、判断 災害規模等により判断 ↓ ②施設の被災状況の把握 施設からの報告を受けて、開設の可否を判断。報告がない場合は、町職員が巡回して確認 ↓ ③開設可能施設に対し開設を要請
	受入準備	❸避難者受入の事前準備 ・必要物資等の調達、要請 ・受入場所、トイレの確保 ・必要人員の確保、要請	④人材・物資等の確保 施設から要請を受けて、人材の派遣、物資の手配 ⑤要配慮者のスクリーニング実施 指定避難所等の避難者の中から、福祉避難所への移送が必要な対象者を、保健師等によるスクリーニングで選定
	受入開始	❹避難者受入 ・要配慮者の受入について町と調整 ・避難者名簿を作成し、受入を開始	⑥要配慮者の受入要請及び移送 ・要配慮者の受入を要請 ・受入可能な要配慮者を移送。必要に応じて、施設にも協力を依頼

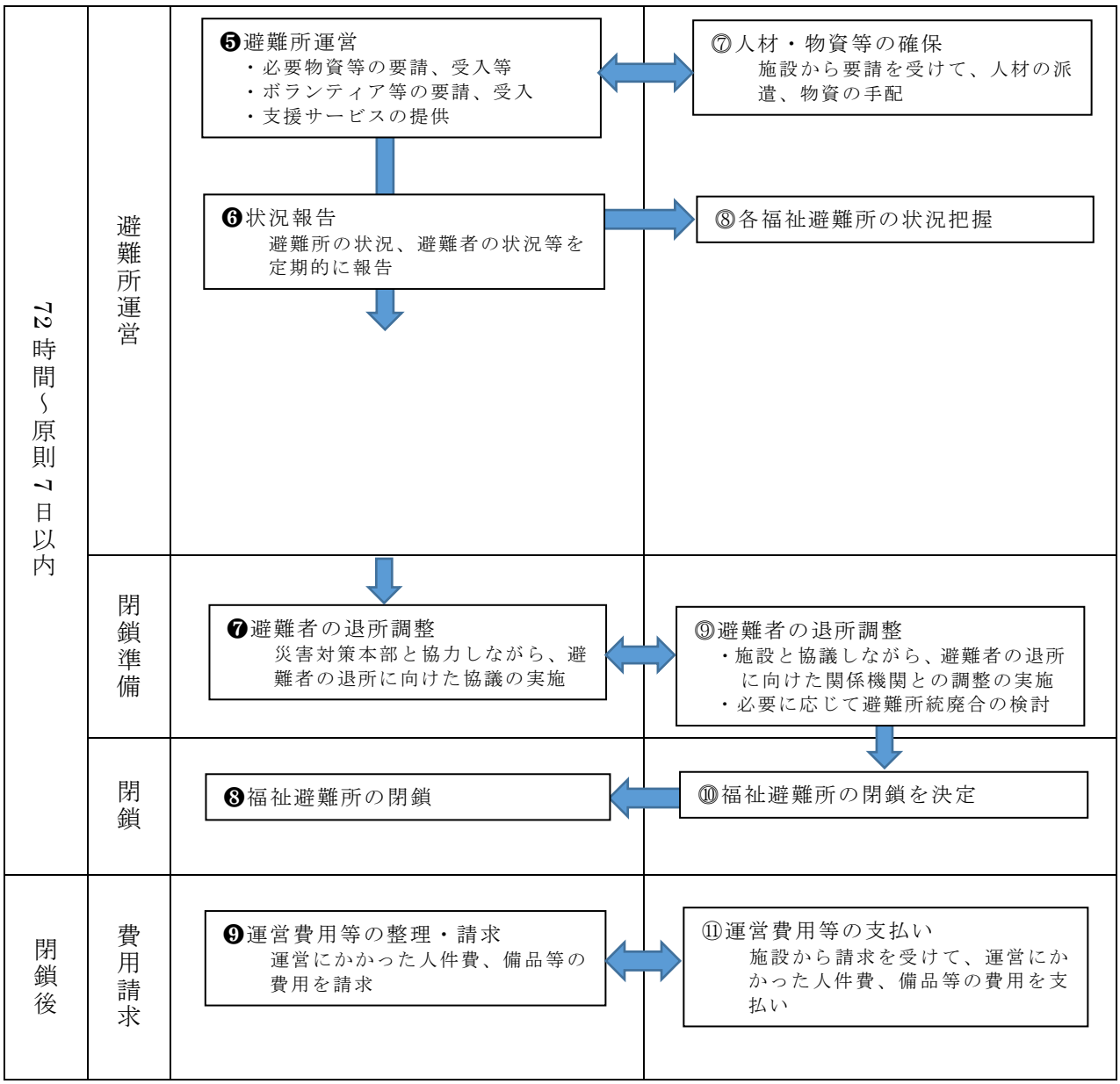

7　平常時の取組み

7．1　福祉避難所の対象者の把握（災害時避難行動要支援者の把握）

【健康福祉課、社会福祉協議会、総務課】

・健康福祉課は、関係機関と連携し、福祉避難所の利用対象となる者の概数を把握する。（障害者、妊産婦、高齢者等）

・健康福祉課は、要配慮者の氏名、住所、身体の状況、家族構成、援助者の有無、緊急連絡先など、安否確認や避難に必要な情報について可能な範囲で収集に努める。

・健康福祉課、総務課は、災害時に速やかに情報が活用できるよう、収集した情報をデータベースとして整備する。なお、整備したデータベースは個人情報の取扱いに留意し、厳重に保守する。（災害時避難行動要支援者管理システムを活用する。）

・健康福祉課は、収集し、データベース化した情報を最新の状態に保持するために、定期的に情報を更新する。

・総務課は、収集した要配慮者情報のうち、避難行動に支援が必要で関係支援機関への情報提供について同意を得た者のリスト（災害時避難行動要支援者名簿）を関係支援機関（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等）に事前に提供しておくものとする。

◆福祉避難所の利用対象となる者◆

要配慮者（高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者）及びその家族。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしない。

７．２　福祉避難所となる施設の指定及び協定

【総務課・健康福祉課】

・健康福祉課は、福祉避難所として利用可能な施設をリストアップする。
・総務課は、福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。
・民間の社会福祉施設等を選定した場合は、福祉避難所の指定にあたり、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。なお、協定には、設置手続き、福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にしておく。
・旅館やホテルなどの宿泊施設を福祉避難所として活用することについて検討を行う。活用する場合は、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。なお、協定には、設置手続き、福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にしておく。
・福祉避難所への入所にはある程度時間を要することから、通常の避難所内に福祉スペースを設けることができるよう、パーティション等必要な器材等の確保に努める。

＜指定施設＞

本町では災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書を、２つの社会福祉法人と締結しており、２施設を福祉避難所として指定している。（令和７年１０月１日現在）

〇高齢者福祉施設　１施設
　(1)小豆島老人ホームおりーぶ（土庄町淵崎甲５１８）
〇障害者福祉施設　１施設
　(1)社会福祉法人ひまわり福祉会　ひまわりの家（土庄町上庄４６３番地２）
〇総合保健福祉施設　１施設

(1)土庄町国保総合保健福祉施設やすらぎプラザ

（土庄町淵崎甲１４００―２５）

＜検討施設＞

(1) 宿泊に対応可能な町内社会福祉施設等

◆福祉避難所の指定要件◆

（例）・施設の耐震性が確保されていること。
・原則、土砂災害特別警戒区域外であること。
・浸水した際も一定期間避難生活のための空間が確保できること。
・近隣に危険物を取り扱う施設がないこと。
・原則、バリアフリー化されていること。
・要配慮者の特性を踏まえた空間が確保できること。　　など

７．３　必要な物資・器材の確保、応援協定

【健康福祉課、総務課】

・総務課は、指定した福祉避難所の施設管理者と連携し、福祉避難所に必要な物資・器材の備蓄を図る。
・総務課は、関係団体・事業者と物資の優先供給や器材のレンタル協定を締結するなど、災害時に速やかに調達できるよう事前対策を講じる。
・健康福祉課は、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。

【備蓄物資・器材の例】
- 介護用品、衛生用品
- 飲料水、要配慮者用の食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- 携帯トイレ、ベッド、担架
- 車椅子、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

【感染症対策】
- マスク、消毒液、体温計、ハンドソープ、ペーパータオル、次亜塩素酸溶液（清掃用）、洗剤、ゴミ袋等
- そのほかスペース確保のため、パーティション、ビニールシート、テント
- 避難所運営職員等のため、使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウン

７．４　支援人材の確保、支援団体への協力依頼

【健康福祉課、社会福祉協議会、総務課】

・健康福祉課は、発災時に各避難所等へ派遣する職員などの動員計画を作成する。
・総務課、健康福祉課は、関係団体と協定を締結するなど、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に努める。

・専門的人材の確保については、自治体間の相互協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会や社会福祉施設等の職員やそのＯＢ、障害者・高齢者等の支援団体、専門職種団体等と平時から連携を確保しておく。
・健康福祉課は、専門的人材の派遣要請先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。

【人材確保について】
・　専門的人材とは、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパーなどを想定している。

７．５　移送手段の確保

【総務課】

・総務課は、避難所間の移動、又は、福祉避難所から医療機関への移送等に関し、適切な移送手段が確保できるよう、保有車両のメンテナンスや福祉車両等の調達が可能な事業所等へ協力依頼するとともに、依頼先リストを作成する。

７．６　医療機関や社会福祉施設との連携

【健康福祉課】

・健康福祉課は、避難所での生活が明らかに困難な者の緊急入所について、民間の社会福祉施設等に協力依頼しておくとともに、緊急の受入れが可能な施設を把握しておく。
・健康福祉課は、入所者の容体の急変等に対応するため、近隣の医療機関等へ協力依頼する等、平常時から医療機関との連携を図る。

７．７　訓練等

【健康福祉課、社会福祉協議会、総務課】

・健康福祉課は、民間の社会福祉法人等及び関係各課と協力し、定期的に福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。
・健康福祉課は、訓練の結果等を踏まえ、随時本マニュアルを更新する。

８　発災時の対応

８．１　要配慮者支援グループの設置

・多数の者が長期にわたって避難しなければならないことが想定される大規模な災害が発生したときは、災害対策本部民生対策部福祉救護班に要配慮者支援グループ（以下「支援グループ」という。）を設置する。

８．２　避難所への職員の派遣

・統括調整係は、あらかじめ定めた動員計画に基づき、各避難所へ※職員（保健師、社会福祉士等）を派遣する。
・各避難所に派遣された職員は、緊急入院や施設への緊急入所など、緊急対応を要する避難者がいる場合は、速やかに情報収集係へ連絡し、対応を依頼する。
・各避難所に派遣された職員は、別紙１・２のスクリーニングシートを活用して避難した者の健康状態等の把握を行い、食事、排せつ等の日常生活に介助が必要な者等、福祉避難所の利用が適当な者及びその家族をリストアップするとともに、その者の健康状態、家族の状況、アレルギーの有無、服薬状況など入所に当たって必要な情報を把握し、情報収集係へ連絡する。
・情報収集係は、情報を一元化するとともに、随時各係へ情報を伝達する。

◆参考◆　福祉避難所の利用が適当な例
・　胃ろう、寝たきりなど日常生活に全介助が必要
・　半身麻痺、下肢切断など日常生活に一部介助が必要な身体障害
・　視覚障害
・　自閉症等の発達障害で他者との生活によりパニックを起こす者
・　日常生活に介助が必要な重度の知的障害　　など

８．３　福祉避難所設置の決定等

・受入先等調整係及び物資調達係は、指定福祉避難所や協定事業者などにあらかじめ連絡し、要配慮者の受入れ、物資の提供等の可否を確認する。
・統括調整係は、各避難所から福祉避難所の利用が必要な避難者の情報があった場合は、災害対策本部へ報告する。
・災害対策本部は、施設の安全を確認の上、福祉避難所の設置の決定を行うとともに福祉避難所へ受け入れ要請を行う。
・受入先等調整係は、福祉避難所となる施設へ避難人数や避難者の状態等、受入れに必要な情報を連絡し、受入れの準備を依頼する。
・移動手段・ルート確保係は、当該避難所から最寄りの福祉避難所までの安全なルート及び交通手段を調査し、移動手段の調整を行う。
・医療機関への緊急入院または社会福祉施設への緊急入所が必要な者の対応については、上記に準ずる。

８．４　指定避難所における福祉スペースの設置

・各避難所へ派遣された職員及び各施設管理者は、通常の避難所のうち、パーティション等で区切ることにより福祉スペースを確保できる避難所については、福祉スペースを設置する。
・各避難所へ派遣された職員は、福祉スペースを設置の上、日常生活に介助が必要な者、乳幼児とその親、他者との共同生活が困難な者など、区画されたスペースの利用が適

当な避難者を福祉スペースへ誘導する。

・各避難所へ派遣された職員は、福祉スペースの運営にあたり、人的・物的支援が必要な場合は、情報収集チームへ支援を要請する。

８．５　福祉避難所設置時の感染防止対策

① 避難者間のスペースの確保の検討

・避難者（個人又は世帯）ごとの間隔を、可能な限り２ｍ（最低１ｍ）確保する。

・十分な間隔が確保できない場合は、飛沫感染防止のため、少なくとも座位で口元より高いパーティション（高さ１～２ｍ）の間仕切りを配置する。

・人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り２ｍ程度確保し、避難所内の導線を一定にする。

② 避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保の検討

・発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースについて、個室（普段使用していない部屋や、学校の体育館が避難所となっている場合は空き教室等の専用ゾーン）及び専用のトイレを確保する。

・個室の確保が難しい場合は、パーティション（高さ１～２ｍ）の間仕切りを配置するなど他の避難者とはゾーンを区別し、動線を分けるなど工夫する。

③ 受付での対応

・受付待ちの避難者が距離を確保できるよう、床に線等で表示するなどの準備を行っておくことが望ましい。

・避難所の受付では、手指の消毒、体調に関する問診 別紙３ 及び検温を行い、咳、発熱等症状がある人は原則マスクの着用を呼びかける。

④ 避難所の衛生環境の確保

・避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等には手指消毒液を設置する。

・避難所内は定期的に換気し、避難者間のスペース確保に十分留意する。
※台風等により、換気ができない場合は、空気清浄機等の活用を検討する。

・避難所内は定期的に清掃するほか、接触が頻繁な場所（ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等）の定期的な消毒を行うなど、衛生環境を確保する。

⑤ 避難者への周知・徹底

・避難者には、毎日の検温や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は、直ちに職員に申し出るよう周知する。

・避難所内に感染防止対策にかかるポスター等を掲示し、周知啓発を行う。

⑥ 発熱等の症状が出た者への対応

・以下の症状の場合は、速やかに専用スペース等に誘導し、感染対策を行ったうえで、症状を聞き取り、必要な場合には医療機関等相談する。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
○高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
○上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

・医療機関へ引き継ぐ際、健康状態を確実に伝達できるよう、あらかじめ避難者自身が経過観察記録をつけることが望ましい。

濃厚接触者の取扱いについて
令和５年５月８日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、濃厚接触者は特定せず、法律に基づく外出自粛は求められなくなったことから、これまで実施していた、避難所等の受付時における濃厚接触者か否かの聞取りや避難所等での分離（別部屋への案内等）については実施しないこととする。ただし、避難者から自発的に御家族等が新型コロナ発症者であるなど、感染の可能性がある旨の申告があった場合は、必要な感染防止対策を講じること。

８．６　要配慮者への支援

・健康福祉課及び災害対策本部は、可能な限り関係機関との連携により人員確保に努める。
・情報収集係は、福祉避難所における必要な物資や人的支援のニーズを把握し、情報収集係へ連絡する。
・統括調整係は、別紙１・２のスクーリングシートを元に、避難者名簿を作成し災害対策本部に報告する。
・支援グループの各担当（係）は、関係機関と連携し、必要に応じて専門的人材やボランティアの派遣、通常の避難所では対応できない物資の提供など、要配慮者に必要な福祉的サービスの提供に努める。
・支援グループの各担当（係）は、避難所の開設期間が原則７日間であることを踏まえ、各避難者の避難所閉鎖後の生活や必要な行政手続きなどについて、随時相談別紙４を受け付ける。
・支援グループの各担当（係）は、各避難者が避難所退所後も自立した生活が可能となるよう、災害対策本部（防災部局）とも連携し、各避難者からの相談に対し必要な情報提供や援助を行うなど、きめ細かく対応するよう努める。
・統括調整係は福祉避難所の運営状況から判断してボランティアが必要な場合は、必要な人員や活動内容について災害対策本部、町ボランティアセンターに要請する。

８．７　福祉避難所の閉鎖等

・統括調整係は、福祉避難所の入所者数の減少に伴い、入所者及びその家族に十分説明

した上で福祉避難所の統廃合を行う。

・統括調整係は、福祉避難所の設置期間が７日を超える見込みの場合は、あらかじめ災害対策本部へ報告し、県へ協議する。

※災害救助法上、避難所の設置期間は７日間を基準とし、それを超える場合は、県から内閣府へ協議することとなっている。

・統括調整係は、全ての入所者が退所した時点で、施設を原状回復の上、福祉避難所を閉鎖する。

８．８　費用負担

・統括調整係は、福祉避難所として避難者を受け入れた社会福祉施設において要した人件費（実費）、食費、寝具・被服等の支給の経費について、協定に基づき、当該社会福祉施設からの請求により支払う。

・統括調整係は、発生した災害が災害救助法の適用を受けている場合は、災害救助法の規定により、福祉避難所設置に要した費用を県へ求償する。

・福祉避難所の実費弁償の基準については、国が定める災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に準ずるものとする。

別紙１：専門職用

スクリーニングシート

福祉避難所保管　表

取扱注意	記入年月日　年　月　日	避難所名		受付番号	

※スクリーニングシートの情報を福祉避難所に提供することに同意します。□←チェック

ふりがな 対象者氏名	男・女（　年　月　日生　歳） 電話（　）	
聞き取りの相手	本人・家族（　）・その他（　）	避難行動要支援者登録の有無（ 有　無 ）

①利用している福祉施設、事業所等		事業所名	ＴＥＬ	利用しているサービス等
	ア			
	イ			

②生活状況

※避難所での生活行為に対する支援の必要性について☑

ＡＤＬの状況

1.移動・移乗	□自　立	□杖・補助具	□車イス	□支援必要	□全介助 （避難所生活困難）	
2.食　事	□自　立	□特別食等要配慮 （普通食・固形の介護食・液体の介護食）		□支援必要	□全介助 （避難所生活困難）	
3.排　せ　つ	□自　立	□ポータブルトイレ	□支援必要	□オムツ・パッド	□全介助 （避難所生活困難）	
4.入　浴	□自　立	□支援必要	□福祉用具必要	□要介助	□全介助	
5.コミュニケーション	□問題なし	□福祉用具必要	□意思疎通困難	□意思表示困難	□見えない	□難　聴
精神機能	1 抑うつ　2 閉じこもり　3 不安　4 依存傾向　5 認知症　6 知的障害　7 その他（　）					
精神状況	1 夜眠れない　2 気分がすぐれない　3 落ち着かず、じっとしていられない 5 何事もやる気がしない　4 気分が沈みがちで憂うつ 6 普段より疲れやすい　7 イライラし、ささいなことで腹が立つ 8 その他（　）					

麻痺、拘縮、しびれ、痛み、力が入らない部位（筋力低下）、
その他特記すべきことについては、部位に斜線を入れ、矢印で言葉を補足する。

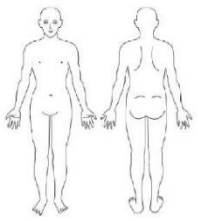

緊急連絡先		氏　名	続柄	住　所	ＴＥＬ
	①				
	②				

判断	
	（　）避難所で生活が可能。ただし、マットやポータブルトイレ、食事配慮などが必要
	（　）避難所で、地域や家族の支援により生活が可能
	（　）**福祉避難所への入所が必要→移送手段にチェック** □自家用車、タクシー等　□市等に要請　□その他（　）
	（　）その他

避難先　　階　　部屋名（　）

裏

健康管理	疾 患 名	医療機関	受診頻度	服薬	治療内容
現病歴				あり ・ なし	
				あり ・ なし	
				あり ・ なし	
			年 月 日	治ゆ ・ 経過観察中	
			年 月 日	治ゆ ・ 経過観察中	
服薬管理	問題なし 問題あり（ ）				
口腔衛生	問題なし 問題あり（ ）		義歯	なし あり（上 本・下 本）	
身長（ cm） 体重（ kg）					

介護予防に関する事項

今までの生活の様子	現在の生活の様子（1日の過ごし方）
趣味・楽しみ・特技 友人や地域との関係	

家族構成

1 ひとり暮らし 2 高齢者世帯 3 日中ひとり暮らし

4 その他 （ ）

住 環 境		
	一戸建 集合住宅（ 階） 賃貸・公営住宅・給与住宅 その他（ ）	
	住宅の状況	全 壊 半 壊 その他（ ）
	家の中の状況	
	今後の見通し	見通しつかず 落ち着いたら帰る 子ども・親戚の家へ行く（ ）
特に困っていること		

別紙２：専門職以外用

★非常災害時、一般避難所等で、医療や福祉の特別な対応が必要な方がいれば記入する。

避難者スクリーニングシート

記入日（　　）
記入者（　　）

◆必須情報◆

対象	高齢・ 障害・その他(　　)

フリガナ 氏名	歳	男・女	所在地	自宅・避難所（　　）・その他
住所			電話番号	
家族構成 （同居・付添の有無）	☐ 同居家族有り ☐ 独居	⇨	家族氏名： 連絡先：　　付添　（ 可 ・ 不可 ）	
現在、治療中の病気			（お薬の情報）	
かかりつけ医				
特別な医療の必要性 体調不良等	☐ 透析（　回/週）	☐ 在宅酸素（　L/１H）	☐ 痰吸引（　回/日）	
	☐ 経管栄養（経鼻、胃ろう、中心静脈）	☐ インスリン注射（　回/日）	☐ その他（　　）	

質問内容↓	下記の選択肢の一つを選んでください。（判断が難しければ複数可）				必要な対応
一人で歩けますか？歩く際はなにか道具を使いますか？	☐ 一人で歩ける	☐ 杖や歩行器が必要	☐ 車いすが必要	☐ 寝たきり	
食事は一人で出来ますか？誰かに助けて貰ってますか？	☐ 一人で食べれる	☐ むせ込みがよくある	☐ 食事を刻む、口に運ぶなどの介助が必要	☐ 一人では食べれない	
トイレは一人で出来ますか？オムツなどを使ってますか？	☐ 一人で可能	☐ 時々失敗する事がある	☐ 後始末に介助が必要	☐ オムツ対応	
お風呂は一人で入れますか？洗身や着替えに介助は必要ですか？	☐ 一人で可能	☐ 誰かの付き添いで可能	☐ 体を洗うなどの介助が必要	☐ 全般に介助	
会話は上手く聞き取れますか？話しにくさはありますか？	☐ 問題なし	☐ 難聴などの障害がある	☐ 筆談などの対応が必要	☐ 意思表示が困難	
急に怒ったり、不安になる、すぐ忘れるなどありますか？	☐ 問題なし	☐ 問題あり	暴力　暴言　徘徊　感情の不安定さ　ひどい物忘れ その他（　　）		

◆詳細情報◆

介護認定	なし	あり	要介護度（　　）
担当ケアマネ	なし	あり	事業所・ケアマネ（　　）
障害手帳	なし	あり	手帳の種類（　　）

別紙３

受け入れ時受付で使用

～　体調チェックシート　～

福祉避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◇氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿＿歳

記入日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

	質問項目	はい	いいえ	備考
①	熱がある	□	□	℃
②	せき、くしゃみがでる	□	□	
③	鼻水、鼻つまりがある	□	□	
④	のどが痛む	□	□	
⑤	頭痛がする	□	□	
⑥	下痢をしている	□	□	
⑦	吐き気がする（嘔吐あり）	□	□	
⑧	動悸、息苦しさがある	□	□	
⑨	筋肉痛、関節が痛む	□	□	
⑩	めまい、ふらつきがある	□	□	
⑪	感染症に罹患	□	□	検査日
⑫	怪我をしている	□	□	

別紙４

健康相談票(共通様式)

初回　・　（　　）回
保管先

方法	対象者	担当者（自治体名）
・面接　・訪問 ・電話 ・その他	乳児　幼児 妊婦　産婦　高齢者 障害者 その他（	相談日　年　月　日 時間 場所

基本的な状況

氏名（フリガナ）	性別	生年月日	年齢
	男・女	M・T・S・H　年　月　日	歳

被災前住所	連絡先	家族状況
		独居　・　高齢者独居　・　高齢者のみ世帯 家族問題あり（　　）
①現住所	連絡先	
②新住所	連絡先	制度の利用状況

情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先

・介護保険（介護度　　）
・身体障害者手帳（　　級）
・療育手帳（　　級）
・精神保健福祉手帳（　　級）
・その他（

被災の状況

家に帰れない理由
自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因（恐怖など）
その他（　　）

身体的・精神的な状況

既往歴	現在治療中の病気	内服薬	医療機関名
高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他（　　）	高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他（　　）	なし　・　あり（中断　・　継続）　内服薬名（ 医療器材・器具 在宅酸素　・　人工透析 その他(　　) 食事制限 なし あり　内容（　　） 水分（　　）	被災前： 被災後： 血圧測定値 最高血圧： 最低血圧：

現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)	具体的自覚症状(参考)
	①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他

日常生活の状況

	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自立								
一部介助								
全介助								
備考 必要器具など								

個別相談活動

相談内容	支援内容
	今後の支援方針 解決 継続

避難所支援

要配慮者支援（福祉的トリアージ）と健康管理

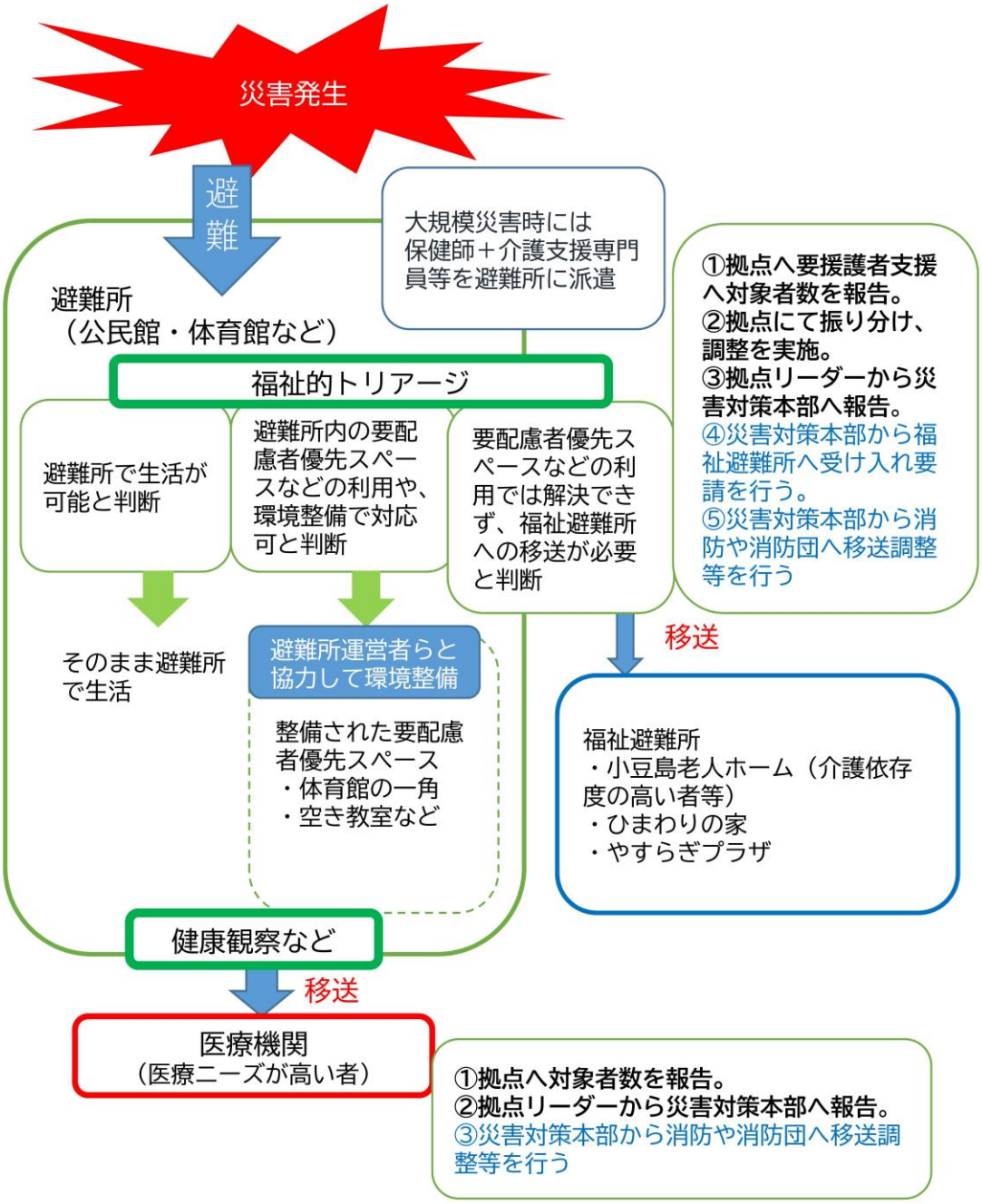

参考資料
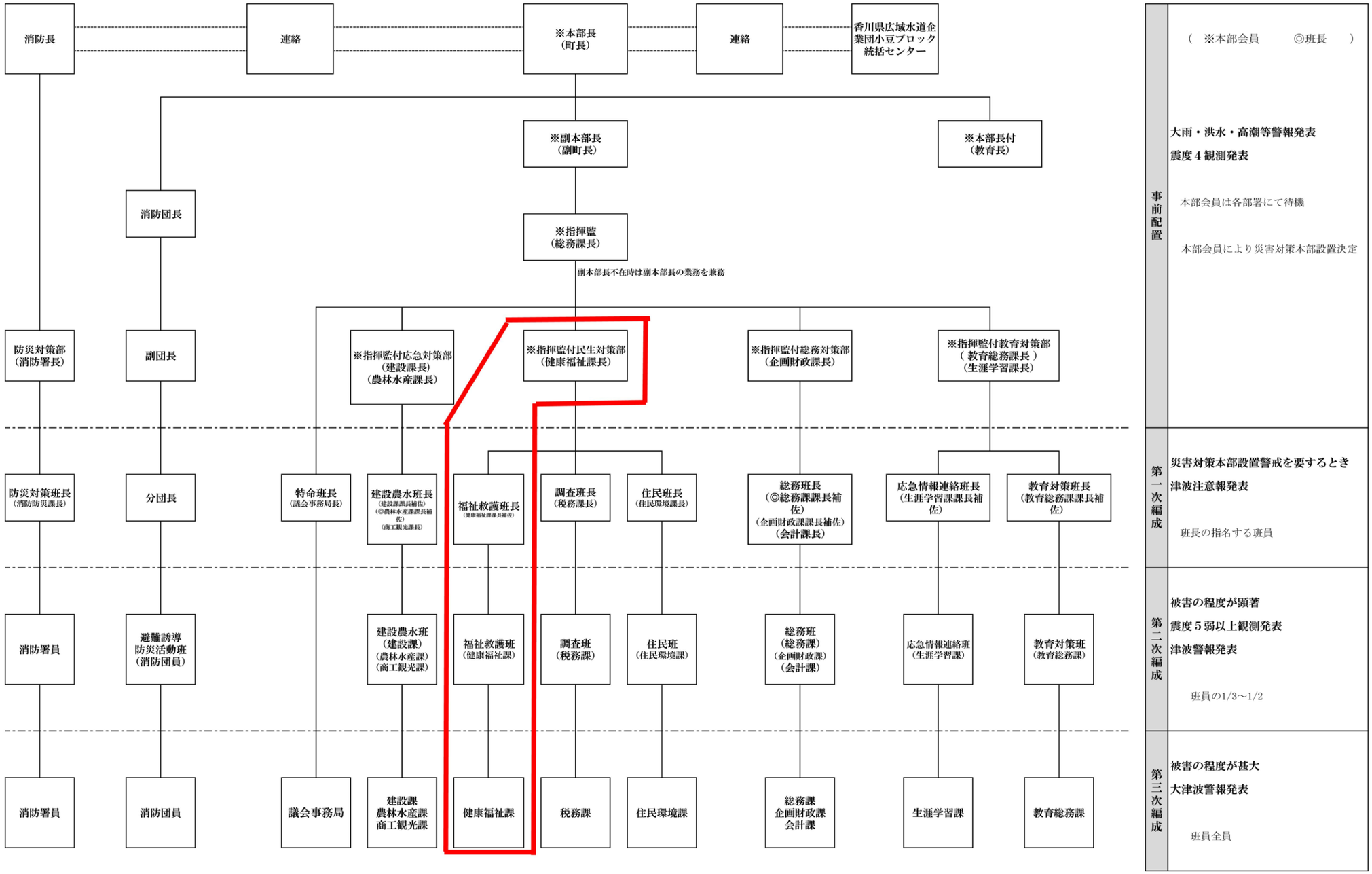
土庄町災害対策本部組織系統編成図（改訂：令和7年4月1日）